

とちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託するとちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

とちぎお試しサテライトオフィス設置推進事業PR業務

2 業務の目的

甲は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの普及及びサテライトオフィス設置ニーズの高まりを的確に捉え、本県への移住・定住を効果的に促進するため、地方においてお試しでサテライトオフィスを設置する東京圏の企業等への補助制度「栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業（仮称）」（以下、「設置補助制度」という。）を創設することを予定しており、本業務は、地方へのサテライトオフィス設置を検討する東京圏の企業等に対して、本制度の周知を効率的に行い、制度利用を促進することで、本県への移住・定住やサテライトオフィス設置の促進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和3(2021)年3月19日まで

4 委託業務の内容

乙は、企業等の設置補助制度の利用を促進するため、次に記載する業務を実施すること。なお、設置補助制度の概要及び甲が想定する実施スケジュールについては、別添1、別添2を参考とすること。

(1) 東京圏の企業等のサテライトオフィス設置ニーズ調査等

① サテライトオフィスの設置ニーズ調査

アンケート調査等の手法により、東京圏に所在する企業等のサテライトオフィス設置ニーズに係る調査を行い、その結果を取りまとめ甲に報告すること。なお調査項目は、回答企業の業種や規模等の基礎的情報をはじめ、地方におけるサテライトオフィスの設置意欲や検討度合、サテライトオフィスを設置する場合に求める地理的条件や設備等の条件、行政支援制度等、②のリスト化や(2)のPRの効率的な実施につながる内容について聴取することとし、甲と協議のうえ決定する。

② サテライトオフィス設置検討企業のリスト化

当該調査結果を活用し、地方へのサテライトオフィス設置を検討している、又は将来的な設置ニーズを有する企業等のリスト化を行うこと。なお、リストに掲載する企業数の目標は100社程度とする。

(2) 東京圏の企業等への設置補助制度のPR

- ・ 設置補助制度の利用を促進するため、(1) でリスト化した企業等に対して必要なPRを実施するほか、必要に応じて企業訪問等の直接的なアプローチを行うこと。
- ・ 効果的にPRを実施し、10社を目標に東京圏の企業等に設置補助制度を利用させること。最低でも5社に利用してもらえるよう必要なPRを実施すること。

(3) お試しサテライトオフィス設置等に適した物件のリスト化

市町、コワーキングスペース又はシェアオフィス等運営企業、不動産事業者等と連携し、お試しサテライトオフィス設置に適した物件のリスト化を行うこと。なお、物件のリスト化に係る流れと甲、乙の役割分担は、原則として下表のとおり想定している。

内容	甲(栃木県)	乙(受託者)
ア: 県内におけるコワーキングスペース・シェアオフィス、ウィークリーマンション、貸別荘等、一般に公開されている物件情報の収集		○
イ: 市町や関係機関(栃木県宅地建物取引業協会等)と連携した、物件情報の収集	○	
ウ: ア、イで収集した物件の、所有者(管理者)又は運営者等への掲載許諾、情報の精査、選定、リスト化等 ※必要に応じて県と連携し行うこと		○
エ: ウでリスト化した物件情報の栃木県ホームページ等への掲載	○	

(4) 留意事項

甲では、本業務の対象となる「栃木県お試しサテライトオフィス設置推進事業(仮称)」のほか、産業労働観光部において、リモートワークを推進するために地方への移転や分散をする目的で県内にオフィスを設置する企業等に対して賃料等を補助する「栃木県オフィス移転推進補助金」を創設したところであり、ターゲット等が類似していることから、連携してPRに取り組むこととしている。

本業務においても、乙は、(1)において甲が保有する企業等の情報を活用する、(2)において、栃木県オフィス移転推進補助金のPRも併せて行うなど、甲と協議のうえ、お試しサテライトオフィス設置及びサテライトオフィスの誘致に向けた効率的なPRを実施すること。

5 本県への報告

(1) 事業実施計画書

乙は、業務の委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表を甲に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更が生じた場合には、変更後の事業実施計画書等を添えて甲に協議すること。

(2) 受託業務完了報告書

乙は、委託業務が完了した場合には、委託業務完了報告書を甲に書面により提出すること。

6 完了検査

(1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。

- (2) 乙は、検査の結果、甲からの補正の指示があった場合は速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて甲に帰属し、甲は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に保留するものとし、この場合、甲は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 業務委託費の支払い等

- (1) 委託費は7,491,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。
- (2) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

10 実績報告書の提出

乙は、別途甲が定める様式により、実施業務に係る実績報告書を提出する。

11 その他

- (1) 本事業の成果は甲に帰属する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 本事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。